

市からの通知・発送

◆市民税・府民税納税通知書
今年度の市民税・府民税の納税通知書を6月中旬に発送。便利な口座振替やスマホアプリ、クレジットカードも利用できます。
※クレジットカード納付は、別途システム利用料がかかります。
▼詳しくは、税務課(☎66・1022)へ。
◆軽自動車税口座振替の車検用納税証明書
口座振替で軽自動車税の納付が確認できた人で、次に該当する車両の所有者に6月中旬に送付。
【対象】◆6月1日～来年6月30日に車検証の有効期限が満了する車両◆二輪の小型自動車
【その他】送付までに車検を受けるなど急ぎの場合は税務課か西支所総務・税務係、下コードから申請を。
▼詳しくは、税務課(☎66・1022)へ。
◆福祉医療費受給者証(ひとり親家庭医療)現在受給している人には6月上旬に申請

警戒レベル4で避難指示
危険な場所から全員避難を！

これから、大雨の季節を迎えます。市から皆さんへの避難のお知らせは「警戒レベル」でお知らせします。
今年度から、避難を促す情報が次のとおり変更されました。警戒レベル3で高齢者等避難、警戒レベル4で避難指示、警戒レベル5で緊急安全確保です。自身や家族などの警戒レベルでの行動をするのか事前に確認しておいてください。
【ごかく避難が原則】
どんな場合でも、危険な場所にいる人は避難することが原則です。自分がよくいる場所が危険かどうか、事前にハザードマップ(左下コードからアクセス可)などで確認し、市が開示する避難所だけでなく、親戚や知人の家など、安全な避難先や避難経路を決めておきましょう。
【避難所のコロナ対策】
市では、避難所での感染防止のため、避難者同士の距離の確保や健康管理、避難所の衛生管理などに取り組んでいます。皆さんもマスクやアルコール消毒液、体温計など、自衛手段を準備してください。また、避難所では感染拡大防止のため、問診や消毒にご協力をお願いします。
《危機管理・防災課》

書を郵送。6月30日(木)までに継続申請を。
【対象】健康保険に加入しているひとり親家庭の親と高校卒業までの子ども(所得制限あり)
【問い合わせ先】保険医療課(☎66・1075)
◆国民健康保険料納入通知書
対象者には6月中旬に納入通知書を送付。
【問い合わせ先】保険医療課(☎66・1003)、西支所保健福祉係(☎77・2263)
◆介護保険料納入通知書
65歳以上の今年度の介護保険料が決定。介護保険制度の持続可能性を確保するため、基準額を引き上げ。対象者には6月中旬に納入通知書を送付。
【問い合わせ先】高齢者支援課(☎66・1013)

家屋にかかる固定資産税の減額措置

住宅に一定の要件を満たす耐震改修やバリアフリー改修、熱損失防止改修を行った場合、来年度の固定資産税が減額されます。所定の用紙(税務課に備え付け)市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて工事完了後3か月以内と同課か西支所総務・税務係へ。
▼詳しくは、税務課(☎66・1022)へ。

第6期舞鶴市障害福祉計画・第2期舞鶴市障害児福祉計画を策定

市では、障害児・者のための障害福祉サービスなどの見込量や提供体制の確保などを定める「第6期舞鶴市障害福祉計画・第2期舞鶴市障害児福祉計画」(令和3～5年度を策定)。
計画では「施設入所者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行等」「障害児支援の提供体制の充実・強化」「相談支援事業体制の充実・強化等」など国の指針に沿って7つを重点的に取り組む事項として示しています。
計画(案)の見直しに向けては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき意見を募集し、1人から4件の意見を提出いただきました(募集期間：1月30日～2月28日)。寄せられた意見は意見の趣旨が既に案に盛り込まれているものが2件「意見に対する市の考え方を説明し、「理解をいただくものが2件でした。
【閲覧できます】基本計画の内容や市パブリック・コメント手続制度の結果は、障害福祉・国民年金課、市政情報コーナーなどで閲覧できます。市ホームページにも掲載。
▼詳しくは、障害福祉・国民年金課(☎66・1033)へ。

《危機管理・防災課》

福祉タクシー利用券の申請を

次の条件に該当する人が通院のために利用するタクシー料金の一部を助成。
【対象】次の条件を全て満たす人
◆重度じん臓機能障害者
◆在宅のじん臓機能障害者で身体障害者手帳1級を所持◆人工透析療法を受け通院している◆自動車税・軽自動車税の減免を受けていない◆同一世帯の所得税の合算額が一定基準以下
◆人工呼吸器を装着している障害児・者
◆在宅で人工呼吸器が常時必要な障害児・者(医師の意見書などが必要な場合あり)
【助成額】年間2万4,000円(分年度途中の場合1か月当たり2,000円分を交付)
【申請方法】6月8日(木)までに障害福祉・国民年金課(☎66・1033)か子ども支援課(☎66・1094)、西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

令和3年度の健診

令和3年度の市の健診を次の下表のとおり実施します。対象者には個別に通知します。
▼詳しくは、健康づくり課(☎65・0064)へ。

Table with 3 columns: 検診内容, 対象, 日時・場所. Rows include 市国保特定健診 (40~74歳), 後期高齢者健康診査 (75歳以上), 大腸がん検診 (40歳以上), 歯周疾患検診 (40・50・60・70歳), 子宮頸がん検診 (20歳以上), 乳がん検診 (40歳以上), 結核・肺がん検診 (40歳以上), 胃がん検診 (50歳以上).

風しんの予防接種費用を部助成

【対象】予防接種受診日に本市に住民票のある人で次のいずれかに該当する人
◆妊娠を希望する人で風しん抗体検査の抗体価が低い人◆抗体価が低い妊婦の同居者で、抗体価が低い人
※予防接種を2回以上受けたことがある人と風しんにかかったことがある人は除く
【申請方法】来年3月31日(木)までに所定の用紙(健康づくり課に備え付け、市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、健康づくり課へ。
▼詳しくは、健康づくり課(☎65・0065)へ。

舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定

市では、近年、廃棄物を取り巻く状況が大きく変化していることから、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、基本理念・基本方針を含め全面的な見直しを行い、舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定。
計画では「地域のみんなで3R(誰かが住みやすい持続可能なまち舞鶴)」を基本理念とし、これに基づき基本方針として「3Rの推進」「住み続けられる持続可能な地域」「市民・事業者・行政が連携、協力して取り組む」を掲げています。
また、ごみ減量で最も重要な指標となる市民1人1日あたりごみ排出量について、令和12年度目標を834gとし、令和元年度の884gから10年間で50g、6%の減量を目標として設定し、その具体的な取り組みの目安を計画の中で示しています。
計画(案)の見直しに向けては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき意見を募集し、4人から14件の意見を提出いただきました(募集期間：2月22日～3月23日)。
寄せられた意見は「意見を踏まえ、素案の改正等を行うもの」が4件「意見を

《危機管理・防災課》

踏まえ、その趣旨を施策展開に反映させていくもの」が4件「意見に対する市の考え方を説明し、「理解をいただくもの」が6件でした。なお、本計画は、提出いただいた意見に基づき、計画(案)を一部修正し、策定しました。
【閲覧できます】基本計画の内容や市パブリック・コメント手続制度の結果は、生活環境課や市政情報コーナーなどで閲覧できます。市ホームページにも掲載。
▼詳しくは、生活環境課(☎66・1005)へ。

第2期京都府北部地域連携都市圏ビジョンを策定

京都府北部5市2町では、産業、医療教育、交通など住民の生活に必要な機能を確保するため、お互いに補い合いながら「北部で一つのまち」を創造するビジョンを策定。計画期間は5年間。詳細は京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会ホームページをご覧ください。
▼詳しくは、企画政策課(☎66・1042)へ。